

## 藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針について

### 1. 見直しの背景

本市では、1957年（昭和32年）に多くの公園・緑地が都市計画決定された後、土地区画整理事業等と相まって、着実に公園・緑地の整備を推進してきたものの、都市計画決定（当初）から20年以上事業に着手していない、いわゆる「**長期未着手都市計画公園・緑地**」が多数存在しています。

このような状況の中、平成26年度末に神奈川県が『都市計画公園・緑地見直しのガイドライン』を策定したことを受け、本市では、平成27年度末に『**藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方**』を策定しました。

平成28年度からは、具体的な見直し作業を進め、平成29年度末に『藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針』を策定する予定で取組を進めています。

### 2. 見直しの進め方

長期未着手都市計画公園・緑地の具体的な見直しを進めるため、2016年（平成28年）5月に藤沢市都市計画審議会へ諮問を行い、「より専門的な見地からの詳細な見直し検討作業を行う必要がある」とのことから、本審議会に『**都市計画公園・緑地見直し専門部会**』が設置され、学識経験者を交えた調査検討を進めてきました。

#### 見直しの主な経過

- 2016年(平成28年)5月 第155回藤沢市都市計画審議会【**諮問**】  
6月～2017年(平成29年)7月  
**都市計画公園・緑地見直し専門部会(第1回～第7回)**  
8月 第157回藤沢市都市計画審議会【**報告**】  
11月 第159回藤沢市都市計画審議会【**報告**】
- 2017年(平成29年)2月 第160回藤沢市都市計画審議会【**報告**】
- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 8月     | 第162回藤沢市都市計画審議会【 <b>中間報告</b> 】 |
| 9月     | 藤沢市議会定例会建設経済常任委員会【 <b>報告</b> 】 |
| 9月～10月 | 市民意見公募(パブリックコメント)              |
| 10月    | 市民説明会                          |
- 11月 第163回藤沢市都市計画審議会【**答申**】

### 3. 前回の都市計画審議会以降の経過及び主な意見と市の考え方

#### (1) 第162回藤沢市都市計画審議会(8月31日)

No	意見等の内容	市の考え方
1	もう少し具体的に、この公園の整備には幾らかかるというようなことも示していかないと、ただの計画になってしまうのではないか。	今回の見直しでは、計画部門が「計画論」として存続と変更の候補をしっかりと分けておいて、今後は、整備部門が事業費等も考慮しながら、整備の実施に向けた方針を策定していく予定であります。
2	公園整備を進めるのであれば、各公園についていつ頃までに整備するのかといった優先度を記載するべきではないか。	今回の見直しは計画としての必要性をとりまとめたものであり、これに基づいて今後、55カ所の公園・緑地の整備について、ある程度優先順位を考えながら、整理をしていくのが次のステップになってくると考えています。
3	都市計画公園の区域内に住宅が張りついでいて、とても公園になるような状況ではないところがある。そういうところをいつまでも、公園計画地として残しておくべきなのか。	ご指摘のとおり、現況のままでは、整備が難しいところもありますが、今回の見直しでは、近くにある市有地を代替させることができなにかといったことや、公園整備の実現性を確認してきました。 また、配置計画というものを重点的に考えており、必要な公園・緑地については残すべきと考えています。
4	代替性ということで、近所に生産緑地の買取り申出がなされたところがある。面積的にも距離的にも代替できそうな場所であったが、地権者に対してどのような働きかけをしたのか。	ご指摘のケースでは、「見直し方針」がないという段階であり、当該都市計画公園をどのように考えていくか、ということまでは至っていなかったため、整備に向けての取組が進まなかったところであります。

No	意見等の内容	市の考え方
5	<p>今回の見直しのなかでは、代替地がはっきり書かれている公園と書かれていない公園がある。</p> <p>この後、パブリックコメントの手続きに入ると思うが、ぱっと見ただけでは、変更後の姿がわかりにくいものもあるため、もう少し工夫した方が良いでしょう。</p>	<p>今回の見直しでは、具体的に市所有地に移していけるものについては、変更候補として、主に3つのパターンに分類しています。</p> <p>また、近くに生産緑地等が存在していても、今の段階では明確に書き切れないという実情があるため、今回の見直しでは存続候補としているものもあります。</p> <p>そういうものについては、周辺のオープンスペース等をカルテで整理しておき、今後、都市計画変更の手続きにはいる中で、地権者等のご意見を伺いながら、公園の計画を移していくといったことを具体的に行っていきます。</p> <p>このため、今の段階で、全ての公園・緑地について、代替先を明記するのは難しいと考えています。</p>
6	<p>長後地区及び御所見地区の一部の市街化区域では、公園緑地がないとのことだが、具体的にはどのように検討されているのか。</p>	<p>今回の見直しでは、都市計画公園・緑地の整備後も公園の未到達区域が残ってしまうエリアについては、今後、周辺にある緑の広場や生産緑地を活用しながら、公園・緑地の追加をしていこうと考えています。</p>

(2) 平成29年9月市議会(建設経済常任委員会)(9月6日)

No	意見等の内容	市の考え方
1	<p>一部未整備の公園・緑地について、今後の拡張を行わないものもあるが、今回の見直しにより、都市計画公園・緑地の全体面積は減少するのか。減少する場合、どれくらいの減少となるのか。</p>	<p>今回の見直しにおける都市計画変更の面積等が確定しているわけではないため、あくまで想定になりますが、この見直しにより、約12haを都市計画から除外するとともに、約9haを追加するため、差し引き約3ha程度のマイナスを想定しています。</p>
2	<p>公園・緑地は、防災の面などから必要性が増しているとのことであるが、都市計画公園・緑地面積の減少分をその他で調整すべきではないか。</p>	<p>今回の見直しにより、都市計画公園・緑地の計画面積は減少するものの、「藤沢市緑の基本計画」の目標値である「一人当たりの都市公園面積11㎡」の達成に向け、都市計画決定していない公園緑地を含め、引き続き、都市公園の確保に努めていきます。</p>

3	住民に対する説明はどのようにしていくのか。	<p>今回の見直し方針については、全体的な見直し方針であることから、全市民等を対象とした市民説明会を2日間、開催します。</p> <p>また、見直し方針策定後は、通常の都市計画変更手続きを行うため、地権者に対する個別説明や周辺住民に対する説明会を開催していきます。</p>
---	-----------------------	--

(3) パブリックコメント(9月20日～10月20日 意見:2名)

No	意見等の内容	市の考え方
1	<p>子ども達が体感して育む自然環境が圧倒的に少ない。</p> <p>子ども専用にあてはめ、自然と戯れる小規模の公園を点在するべきであり、将来ある子どもを優遇していくべきである。</p>	<p>見直し方針(素案)にも記載のとおり、本市では、小規模公園(街区公園)等を適正に配置し、公園の未到達区域の解消に向けた取組を進めています。</p> <p>また、近年、公園の新規整備や大規模改修の際は、周辺住民等と公園基本計画を策定するワークショップ形式により、公園の整備内容を決めています。</p> <p>今後、公園整備等を行う際の貴重なご意見として事業課(公園課)に伝えさせていただきます。</p>
2	<p>片瀬山公園の都市計画決定区域内にある市所有の空地は、周辺の傾斜地等と一体で小野球場、小サッカー場、ゲートボール場等を計画し、高齢者と子どもと一緒に交流し、遊べる場所をつくってはどうかと提案します。</p>	<p>近年、公園の新規整備等の際は、周辺住民等と公園基本計画を策定するワークショップ形式により、公園の整備内容を決めています。</p> <p>現時点では、当該地の整備スケジュールは未定のため、今後、整備をする際の貴重なご意見として事業課(公園課)に伝えさせていただきます。</p>

(4) 市民説明会(10月13日、14日 出席者:3名)

No	意見等の内容	市の考え方
1	<p>藤沢市の地籍調査は全然進んでいないようだが、今回の公園見直しと連動して進んでいくのか。</p>	<p>地籍調査は災害復興の観点から、沿岸部を先行して進めています。また、今回の見直しは長期間事業に着手していない都市計画の見直しとなり、地籍調査とは連動していません。</p>

#### 4. 素案時点からの主な変更箇所

---

##### (1) 時点更新にともなう語尾の修正

- ・第2章 見直しの過程及び見直し結果について（本編 P6～P39）

##### 【例】(1)上位計画における位置付け

###### (素案時点)

見直し対象公園・緑地について、「藤沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「藤沢市都市マスタープラン」「藤沢市緑の基本計画」における位置付けを確認するものとします。

###### (修正案)

見直し対象公園・緑地について、「藤沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「藤沢市都市マスタープラン」「藤沢市緑の基本計画」における位置付けを確認しました。

#### 5. 今後のスケジュール

---

2018年（平成30年）2月 藤沢市議会【最終報告】

3月 策定

##### **見直し方針策定後の取組**

- ・変更候補を中心とした都市計画変更手続き
- ・存続候補等を対象とした「(仮称)藤沢市都市計画公園・緑地の整備に関する方針」の策定に向けた取組

以 上

